

所沢市プレミアム付商品券事業実施等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

2019年4月

所沢市

1 趣旨

本実施要領は、「所沢市プレミアム付商品券事業実施等支援業務」（以下、「本業務」という。）の委託先について、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 委託業務

別添「所沢市プレミアム付商品券事業実施等支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）の委託業務について委託契約により業務を実施する。

(2) 支援業務

別添仕様書の支援業務について人材派遣契約により業務を実施する。

3 履行期間

(1) 契約締結から2020年3月31日（火）まで

(2) 2019年6月1日（土）から2020年3月31日（火）まで（派遣人数計2名）

※1名は、上記期間内で市との協議により決定した6ヶ月間

※1名は、7月1日（月）から3月31日（火）までの9ヶ月間

4 予算額

(1) 385,214,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※商品券のプレミアム分（商品券の券面額と販売額の差額分）250,000千円を含む

(2) 5,584,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格に関する事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお、本プロポーザルへの参加にあたっては、他社と企業体を組んで共同提案をすること、業務のうち一部を他事業者へ再委託しての提案、ができる。共同提案する

場合、③および④は、全構成業者の要件となる。また、再委託先事業者も③および④の要件になる。

- ① 所沢市における競争入札参加資格を有していること。
- ② 特別区もしくは本市と同規模以上の自治体において、臨時福祉給付金支給事業およびプレミアム付商品券事業における委託業務を受託した実績（全部または一部）を有すること。

【臨時福祉給付金支給事業】

システム構築・運用業務、データ整備業務、印刷・封入封緘・発送業務、申請書受付処理業務、審査業務、問合せ対応業務

【プレミアム付商品券事業】

商品券印刷業務、商品券販売業務、利用可能店舗管理・販促資材作成・納品業務、換金処理業務、問合せ対応業務

- ③ プライバシーマーク付与事業者もしくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者またはこれらと同程度の資格を有する事業者であること。

- ④ 法人もしくは団体またはその代表が次の事項に該当しないこと

- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの
- エ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きが開始されているもの
- オ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、又は第180条の5の規定に抵触することとなるもの（ただし地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- ク その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団の構成員等であるもの
- ケ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
- コ 国税及び地方税等を滞納しているもの
- サ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）

- シ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
- ス 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められるもの

（2）参加資格の喪失

提案書等を提出した提案事業者が次のいずれかに該当する場合には、参加資格を喪失し、選定に参加することができない。

- ① 本実施要領5（1）の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提案書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 提出期限内に提案書等が提出されなかった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 上記①～④のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（3）共同事業体での提案

複数の法人で共同事業体を結成して参加する場合は次の事項のとおりとする。

- ① 共同事業体の代表者を選出し、連絡調整については代表者が行うこと。
- ② 共同事業体には適切な名称をつけ、その名称で応募すること。ただし、参加申込書等の記名捺印については、代表者が行うこと。
- ③ 一つの企業が複数の提案に参加することはできない。
- ④ 共同事業体は異業種のみとし、同業種での共同事業体は認められない。

（4）再委託

本実施要領2の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできないことに留意すること。ただし、業務の一部について予め書面により所沢市の承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、再委託における最終的な責任を受託者が負うこと。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

No.	項目	日程、期間等
1	公募開始(市ホームページ掲示)	2019年4月1日(月)
2	質問受付	2019年4月1日(月)から 2019年4月5日(金)午後5時15分まで
3	質問回答(市ホームページ掲示)	2019年4月9日(火)
4	参加申込および企画提案書等受付	2019年4月9日(火)から 2019年4月12日(金)午後5時15分まで
5	第1次審査(提出書類による審査)	2019年4月15日(月)
6	第1次審査結果通知及び第2次審査通知	2019年4月16日(火)
7	第2次審査(プレゼンテーションによる審査)	2019年4月26日(金)
8	第1優先交渉者決定通知・公表(市ホームページ掲示)	5月上旬
9	契約締結	5月中旬

なお、上記内容は予定であり変更することがある。

7 参加手続き等に関する事項

(1) 公募開始(市ホームページ掲示)

① 公募開始

2019年4月1日(月)

② 掲示場所(URL)

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/jigyo/news/seisak20190327202935028.html>

なお、直接の配布は行わない。

(2) 質問受付及び回答

① 受付期間

2019年4月1日(月)から4月5日(金)午後5時15分まで

② 提出方法

質問票(様式5)に内容を記載し、経営企画課まで電子メールにより提出すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2019年4月9日（火）までに市ホームページに掲示する。

なお、回答は、本実施要領及び仕様書の追加及び修正とみなすこととする。

(3) 参加申込および企画提案書等受付

① 受付期間

2019年4月9日（火）から4月12日（金）午後5時15分まで

② 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企画提案概要書（様式任意）

ウ 事業者概要（様式2）

【添付書類】

- ・法人定款等
- ・平成30年度収支決算書（見込み可）
- ・平成31年度収支予算書
- ・納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税） 受付直近の時期に取得できるもので、未納の税額がないことを証明するもの
- ・法人の登記事項証明書（提出日前の3か月以内に発行されたもの）
- ・プライバシーマーク等使用許諾が証明できるもの
- ・労働者派遣事業許可証

エ 業務体制・人員体制表（任意様式）

オ 実績確認書（様式3）

カ 企画提案書（任意様式）

キ 提案見積書（様式4-1、4-2）

ク 共同事業体の結成に関する申請書（様式7）

③ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

④ 提出方法

経営企画課あて持参または郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、受付期間内必着とするので留意すること。

⑤ その他

企画提案書等をもとに選定を行うが、必要に応じて本市から追加資料の提出を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

(4) 参加に際しての留意事項

① 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

② 複数提案の禁止

本業務に対して、複数の企画提案書を提出することができない。

③ 提出書類の変更及び追加書類の提出の禁止

受理された後の提出書類の変更及び再提出並びに提案者側からの申出による追加書類の提出をすることができない。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等参加に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

⑥ その他

ア 提案者は、企画提案書等の提出をもって、仕様書を含む実施要領の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用はしないが、本市の情報公開条例の規定により情報公開の対象となる。

ウ 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を経営企画課に持参または郵送により申し出ること。

⑦ 提出書類の受付場所及び送付先

所沢市経営企画部経営企画課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1（3階）

電話：04-2998-9027

メール：a9027@city.tokorozawa.lg.jp

8 企画提案書等の作成

企画提案書等を提出するときは、以下の項目について作成すること。なお、提出書類はホチキス留めをせず、2穴を開け、A4ファイルにとじることとし、ファイルの表紙と背表紙には、業務名称と企画提案者名を明記すること。

(1) 参加申込書（様式1）

記名押印のうえ、ファイルの1ページ目にとじること。

(2) 企画提案概要書（任意様式）

企画提案の全体像やポイント、またPRしたい点などを、日本工業規格A3で1ページにまとめて記載すること。

(3) 事業者概要書（様式2）

事業者の資格取得状況は、資格・認証が確認できる書類の写しを添付すること。共同事業体で提案する場合は、共同事業体の構成員ごとに記載すること。また、業務の一部について再委託を予定する場合は、再委託予定事業者も記載すること。

また、添付書類を順にとじること。

(4) 業務体制・人員体制表（任意様式）

共同事業体で提案する場合、業務のうち一部を他事業者へ再委託しての提案の場合は、その各構成員や再委託先事業者が担う業務範囲を明確に記載するとともに、責任の及ぶ範囲も記載すること。

(5) 実績確認書（様式3）

5 (1) ②にあげた業務に関する実績を記載することとし、対象は過去5年間で完了、または受注して現在履行中の業務実績とする。共同事業体で提案する場合については、それぞれの会社ごとに実績を記載することとする。再委託先事業者も同様。

(6) 企画提案書（任意様式）

企画提案書の様式は任意とするが、用紙は日本工業規格A4（A3は2ページとして数える。また、A4版に折りたたむこと。）、印字は白黒、カラーの別を問わないこととし、両面刷り30ページ以内にまとめること。（表紙、目次、その他の様式は含まない）

また、企画提案書に記載すべき内容は、仕様書を踏まえ以下のとおりとする。

ただし、②③に掲げた項目で仕様書に記載されていない独自提案がある場合は、それぞれの項目に、【独自提案】と記載したうえで、独自の提案を記載すること。

① 業務全体に共通する事項の提案

ア 業務の実施方針及び管理方針

イ 業務スケジュール

ウ 危機管理・セキュリティ

② 委託業務に関する提案

ア システム構築・運用、リスト作成

イ 各種様式・商品券・購入引換券・資材等の作成

- ウ 申請受付、審査、不備フォロー、購入引換券送付
 - エ 商品券販売
 - オ 問合せ対応
 - カ 店舗管理
 - キ 換金処理
 - ク 利用実績の分析
- ③ 支援業務に関する提案
- ア 問合せ対応（一般・個別）
 - イ 資料作成・データ管理
 - ウ 関係者間の連絡・調整

(7) 提案見積書（様式4-1、4-2）

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務の実施にかかる一切の費用の見込み額とすること。
- ② 人件費は、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定すること。
- ③ 申請数や販売数など、実績に応じた精算が可能な場合は、それがわかるように記載すること。
- ④ 人材派遣契約における契約単価には通勤に伴う交通費を含むものとする。

(8) 共同事業体の結成に関する申請書（様式7）

共同事業体での提案の場合は、代表団体・代表者を選出のうえ記載すること。

9 選定に関する事項

選定は、本市が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

その際、評価項目に沿って企画提案内容及び業務執行能力等を精査し、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、評価・採点を行う。なお、審査は事業者毎に行い、非公開とする。

(1) 第1次審査

- ① 提出書類による審査とする。
- ② 企画提案書等の提出が3者以下の場合は、第1次審査による選定は省略し、すべての提案者が第2次審査のプレゼンテーションを行うこととする。
- ③ 企画提案書等の提出が4者以上の場合は、第1次審査において3者を選定し、第2次審査のプレゼンテーションを行うこととする。
- ④ 第1次審査の選定は、第1次審査の項目について評価・採点し、その点数が高い提案者から順に選定する。なお、その点数が同点数の場合は、提案見積金額が安

価な提案者を選定する。

- ⑤ 審査結果は、2019年4月16日（火）に、参加した全ての提案者へ文書等で通知する。なお、審査結果に対する質問・異議には応じない。

（2）第2次審査

- ① プレゼンテーションによる審査とする。
- ② 当日の説明は事前提出した企画提案書等（様式任意）により行う。
- ③ プレゼンテーションの出席者は最大で5名までとする。
- ④ プレゼンテーションは、30分以内で行うこと。なお、質疑応答の時間は30分以内とする。（準備及び撤収に要する時間は、それぞれ5分以内とする。）
- ⑤ プロジェクター（1台）及びスクリーンについては本市が用意するが、パソコンなどは各自で用意すること。（事前に本市と協議すること。）
- ⑥ 審査結果は、2019年5月上旬に参加したすべての提案者へ文書等で通知する。なお、審査結果に対する質問・異議には応じない。

（3）審査項目

別表「評価基準表」の評価項目のとおりとし、その内容についての質問は受け付けない。

（4）第1優先交渉者の選定方法

- ① 上記審査項目について、企画提案内容の評価・採点を行い、総評価点（第1次審査及び第2次審査の評価点の合計）が最高点の者を第1優先交渉者とする。
なお、第1優先交渉者を特定するために必要な最低点は205点とする。
- ② 同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、提案見積り金額が安価の者を第1優先交渉者とする。なお、それでも選定できない場合は、より上位と評価した人数の多い者を第1優先交渉者とする。
- ③ 企画提案書等の提出が1者のみの場合、委員の審査において受託者として認められたときは、当該提案者を第1優先交渉者とする。

（5）第1優先交渉者の公表

第1優先交渉者の名称及び評価点、全提案者の評価点（得点順）、第1優先交渉者の選定理由等については、市ホームページで公表する。

10 契約

- （1）本市は、選定された候補者を本事業にかかる随意契約の見積書の徴取相手とし契約

交渉を行う。

- (2) 選定された候補者と経営企画部経営企画課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。
- (3) 選定された候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。
- (4) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。
- (5) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国または地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わない場合がある。
- (6) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関して、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めによるところによる。

1 1 問い合わせ先

所沢市経営企画部経営企画課 草薨・溝井・河西・森・細谷・高野・對馬

所在：〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9027 FAX：04-2994-0706

メール：a9027@city.tokorozawa.lg.jp